

議案第8号

損害賠償の額を定めることについて

勝山市[REDACTED] [REDACTED]氏所有の住宅において発生した汚水溢水による対物事故について、損害賠償の額を次のとおり定める。

記

1 損害を賠償する相手方の住所及び氏名

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

2 事故の概要

令和2年12月27日（日）午後3時頃、北野津又地区農業集落排水第3号汚水中継ポンプの異常事態を知らせる通報装置が作動せず、汚水中継ポンプ不作動の事態把握及び確認が遅れたことにより、[REDACTED]宅に汚水が溢水し、家財を汚損させたものである。

3 損害賠償の額 金1,639,000円

令和3年6月8日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

対物事故による損害を賠償するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、この案を提出する。